

令和8年3月16日

石川県危機管理部危機対策課
 担当者：課長 谷内 勇人
 内線：4280
 外線：076-225-1480

被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定について

令和6年奥能登豪雨に係る長期避難世帯について、輪島市から申立てのありました1地域、2世帯を、被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯として認定しました。

市町	地域	世帯数	認定日	認定理由	(参考) 避難指示
輪島市	小池町	2	R8.3.16	道路、電気に深刻な被害が生じており、復旧が困難であり、居住不能状態の解消に長期の日数(2~3年)を要するため	発令なし

(現在の長期避難世帯の認定状況) 5市町、32地域、255世帯

(注) 長期避難世帯とは、被災者生活再建支援法において、自然災害による被害が発生する危険な状況が継続するなど、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯(長期避難世帯)のことであり、支援法上「全壊世帯」及び「半壊であっても解体する世帯」と同様の支援となる。

区分	基礎支援金	加算支援金		計
①全壊(損壊割合50%以上) ②半壊であっても解体する世帯 ③長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借	50万円	150万円
④大規模半壊(損壊割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借	50万円	100万円
③中規模半壊(損壊割合30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借	25万円	25万円

※ 賃借は公営住宅を除く。